

営農活動支援交付金に係る業務方法書の一部改正（案）について

農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知）及び農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1778号生産局長、農村振興局長通知）の一部改正に伴い、営農活動支援交付金に係る業務方法書（平成19年4月16日北海道農地・水・環境保全向上対策協議会）の一部を次のとおり改正します。

記

1 今回の改正内容

(1) 変更手続の簡素化

営農活動計画の協定の内容の変更（第5条第1項、第3項）

現在、協定書（様式第6号又は第7号）の第4条に定める実施計画の内容として「営農活動計画」を引用しているため、先進的営農の取組面積等の変更に伴い、毎年度、協定変更があり得ることになっているが、この営農活動計画の様式を変動要素の限られる基本的な事項のみに簡素化するとともに、毎年度の取組面積等については、別に新設する「営農活動取組実践計画」に記載し、協定書から分離することにより、先進的営農の取組面積の変動による協定の変更手続は不要となる。また、簡素化後の「営農活動計画」は共同活動支援交付金の場合の「地域活動指針チェック表」と同様にチェック項目を中心とした様式として文言の記述を省略可能とした。

具体的には、以下に示す項目をそれぞれ、「営農活動計画」と「営農活動取組実践計画」の2つの様式に分ける。

- ・第1 地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組
 - (1) 取組の実施内容 営農活動計画に残す
 - (2) 取組を実施する農家の割合 営農活動取組実践計画に移す
 - (3) 取組の実施期間 営農活動計画に残す
- ・第2 環境負荷低減に向けた推進活動 営農活動計画に残す
- ・第3 先進的な取組 営農活動取組実践計画に移す

(「先進的な取組」については、取り組む作物区分が明確になるよう、営農活動計画に「主として取り組む作物区分」というチェック表として、取り組む作物区分にチェックする方法として残す。)

なお、「営農活動取組実践計画」は、道協議会への採択申請書又は採択変更

承認申請書、採択変更届出書に添付することとする。

これに伴い、以下の変更を実施する。

ア 特例を用いてまとめり要件を満たす場合に使用する参考様式については、営農活動計画ではなく、営農活動取組実践計画に添付することとする。

イ 営農活動取組実践計画は、原則（取組面積等の変更がある場合）として毎年度市町村に提出する。

ウ 市町村は、生産計画と営農活動取組実践計画の整合性をチェックする。

採択申請の変更手続の簡素化（第5条第5項関係）

規約に係る構成員名簿等の変更については、共同活動支援交付金と営農活動支援交付金の両方の様式で届出を行っていますが、いずれかの提出でよいこととします。

（2）申請手続の簡素化（第5条第2項、第4項関係）

営農活動支援交付金については、活動組織が道協議会に採択申請する際に、北海道の作成する「生産計画に対する意見書」を添付することとしていますが、これを「生産計画に対する意見書」を受けた市町村がその写しと「生産計画の確認通知書」の通知の内容を北海道協議会に提出することにより、活動組織による添付を不要とします。

（3）報告書等の提出期限の延長（第9条第1項及び第2項関係）

今回の「要領」の一部改正により、毎年度道協議会が実施状況調書に基づき農林水産省農村振興局長に提出する資金管理状況報告書の提出期限が事業実施の翌年度の4月10日から5月31日に延長されたことに伴い、現行では活動組織から道協議会へ4月5日までを提出期限とされていた実施状況調書については、これまでどおり市町村を經由して提出するものとしませんが、これを取りまとめるそれぞれの市町村が、4月25日以前の期日を設定することとして、提出期限の延長が可能となります。（市町村から道協議会への実施状況調書の報告期限は、4月25日としています。）

(4) 申請書類等の様式の簡素化等 (添付様式 4 別添 2 関係)

採択申請書に添付している位置図については、様式を削除し、既存の図面に必要事項を記入したものを添付することでも可とします。

(4) その他所要の規定の整備

(第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 3 項、第 7 条第 1 項)

文言修正及び字句修正を行いました。

(6) 改正後の業務方法書の施行期日は、農林水産省農村振興局長の承認の日からとし(附則第 1 項関係) 改正前の様式によって行われる手続きその他の行為は、当分の間、この業務方法書の改正後の相当様式によって行われるものとみなすとともに (附則第 2 項関係) 改正前の規定に基づく報告等について、改正後の規定に基づき延長した期限内の行為と見なす経過措置を設けました (附則第 3 項関係)

2 改正 (案) 全文

別紙のとおり。

なお、今回の改正部分を朱書き、ゴシック体で標記しました。

また、様式については変更となる部分のみ添付しています。